

機密性1

少年事件における被害者配慮制度の運用状況
- 令和5年1月から12月まで -

最高裁判所事務総局家庭局

1 はじめに

本資料は、令和5年1月から12月までの1年間における被害者配慮制度の運用状況を取りまとめたものである（令和6年7月集計）。参考として、過去5年分のデータを掲載した。

（原則検察官送致対象事件について）

従前、本資料において、被害者配慮制度の運用状況及び原則検察官送致対象事件の概況を当局の実情調査の結果をとりまとめて掲載していた。

しかし、令和4年4月1日に施行された改正少年法により新設された特定少年の特例規定等に対応するとともに、より詳細な統計を取得できるようにするため、統計取得方法の見直しを行った結果、同年4月以降の原則検察官送致対象事件の数值は、司法統計により把握することができるようになった。それに伴い、同数值は司法統計年報少年編に掲載されるようになり、また、同月分以降の原則検察官送致対象事件に関する当局の実情調査は終了した。以上から、令和5年の実情調査の結果をとりまとめた本年の本資料より、原則検察官送致対象事件の概況について掲載しないことにした。

なお、前述のとおり、令和4年4月以降の原則検察官送致対象事件の数值は、司法統計年報少年編に掲載されているため、そちらを確認いただきたい。また、令和4年3月までの原則検察官送致対象事件の概況は、過去の本資料を参照されたい。

2 本資料上の注意

- （1）本資料において、被害者配慮制度とは、少年法（以下「法」という。）に定められた、（i）被害者等による記録の閲覧及び謄写（法第5条の2）、（ii）被害者等の申出による意見の聴取（法第9条の2）、（iii）一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴（法第22条の4）、（iv）被害者等に対する審判状況の説明（法第22条の6）及び（v）被害者等に対する審判結果の通知（法第31条の2）をいう。
- （2）本資料に掲載した数值は、当局の実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。そのため、過去の本資料に掲載した数值と一致しない場合がある。
- （3）各項目別割合は、小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

目 次

被害者配慮制度の運用状況について	1
1 被害者等による記録の閲覧及び謄写	1
表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況	
2 被害者等の申出による意見の聴取	2
表2 意見聴取の運用状況	
図1 聴取方法の内訳（令和元年1月から令和5年12月までの累計）	
3 一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴	3
表3 審判傍聴の運用状況	
図2 非行別傍聴実施件数（令和元年1月から令和5年12月までの累計）	
4 被害者等に対する審判状況の説明	5
表4 審判状況の説明の運用状況	
5 被害者等に対する審判結果の通知	6
表5 審判結果通知の運用状況	

被害者配慮制度の運用状況について

1 被害者等による記録の閲覧及び謄写

表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況

年次	申出人数	許可		不許可人数	理由			取下げ
		人数	比率(%)		申出資格外	審判不開始	その他	
令和元年	925	903	97.6	9	0	7	2	13
2年	927	887	95.7	5	2	2	1	35
3年	821	800	97.4	8	0	2	6	13
4年	772	747	96.8	5	2	3	1	20
5年	950	926	97.5	7	3	1	3	17
5年累計	4,395	4,263	97.0	34	7	15	13	98

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 不許可の「理由」は、複数該当する場合があるため、「不許可人数」と各「理由」の合計は一致しないことがある。

3 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

2 被害者等の申出による意見の聴取

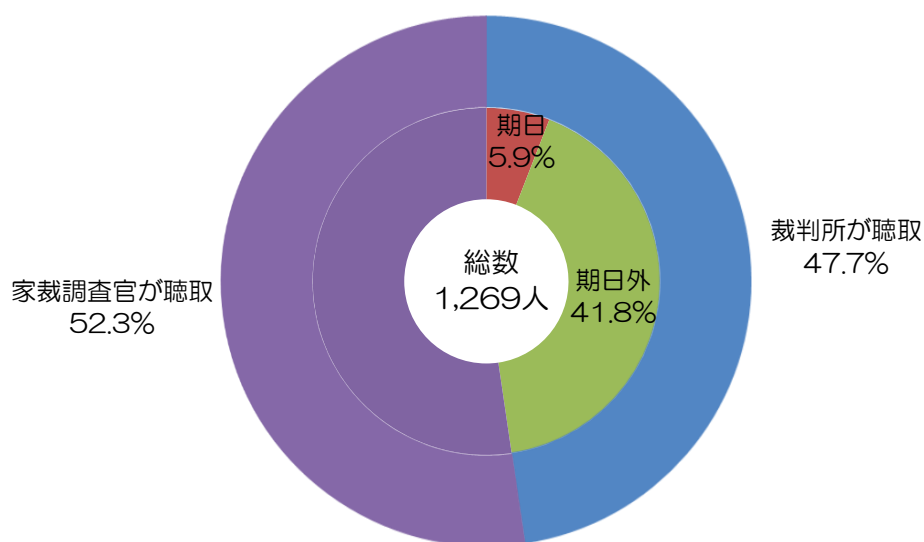
表2 意見聴取の運用状況

年次	申出人数	実施		裁判所が聴取		家裁調査官が聴取	聴取せず
		人数	比率(%)	期日	期日外		
令和元年	251	240	95.6	25	102	113	11
2年	254	248	97.6	12	118	118	6
3年	272	266	97.8	18	106	142	6
4年	248	236	95.2	13	89	134	12
5年	289	279	96.5	7	115	157	10
5年累計	1,314	1,269	96.6	75	530	664	45

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

図1 聴取方法の内訳（令和元年1月から令和5年12月までの累計）



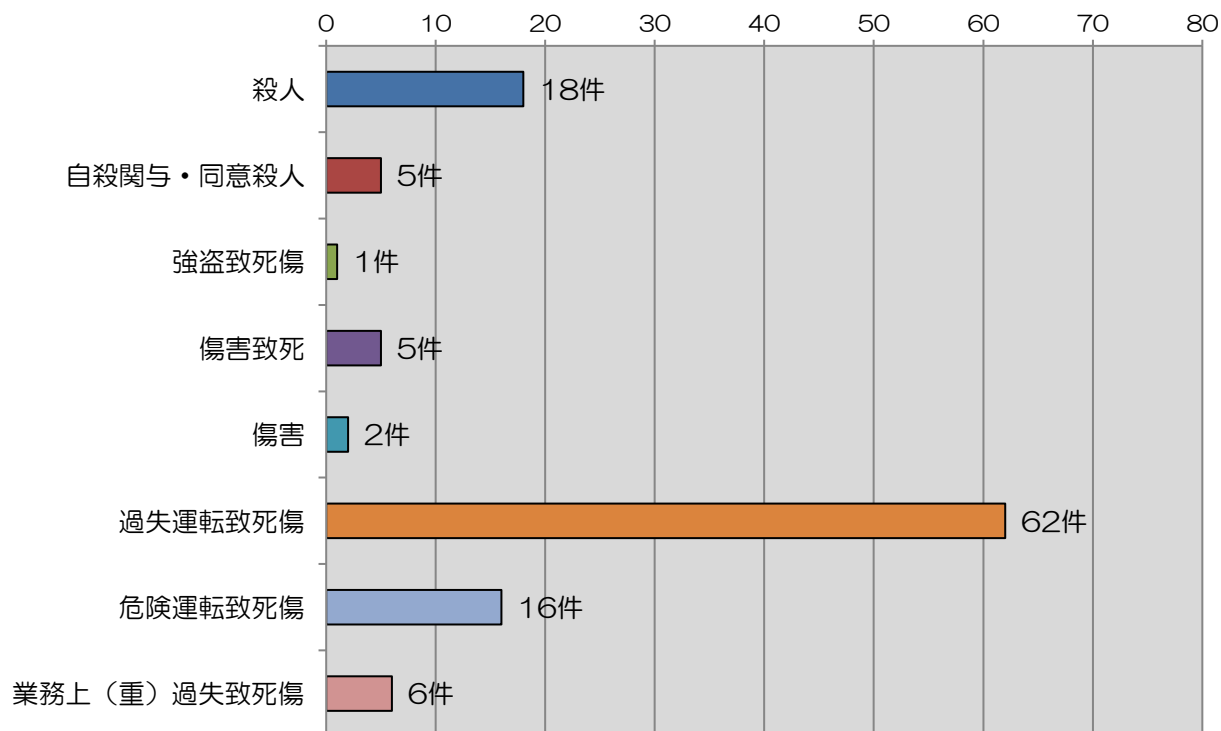
3 一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴

表3 審判傍聴の運用状況

年次	傍聴対象 事件数	申出のあった 事件数 (申出人数)	傍聴が許可されたもの	
			事件数 (人数)	比率(%) (人数比)
令和 元年	51	21 (39)	20 (37)	95.2 (94.9)
2年	60	33 (61)	28 (51)	84.8 (83.6)
3年	67	27 (53)	24 (50)	88.9 (94.3)
4年	76	31 (64)	29 (60)	93.5 (93.8)
5年	52	19 (41)	19 (40)	100.0 (97.6)
5年累計	306	131 (258)	120 (238)	91.6 (92.2)

- (注) 1 「傍聴対象事件数」には、致傷事件のうち、生命に重大な危険が生じたとして被害者等から申出がされたが、裁判所が傍聴対象事件として取り扱わなかったものを含む。
- 2 「申出のあった事件数(申出人数)」には、申出を取り下げたものを含む。
- 3 「比率(%) (人数比)」は、「申出のあった事件数(申出人数)」に対するものである。
- 4 1件の事件につき、複数の被害者等から申出があった場合は、1人でも許可されれば、許可されたものとして集計している。

図2 非行別傍聴実施件数（令和元年1月から令和5年12月までの累計）



- (注) 1 許可された被害者等が傍聴しない場合があるため、許可件数と実施件数は一致しないことがある。
- 2 「殺人」及び「自殺関与・同意殺人」には、未遂を含む。
- 3 「過失運転致死傷」には、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱及び無免許運転により加重された罪に係る非行を含む。
- 4 本図の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。

4 被害者等に対する審判状況の説明

表4 審判状況の説明の運用状況

年次	申出人数	実施した人数				実施しなかった人数				取下げ
		人数	比率(%)	説明方法		申出資格外	理由		その他	
				口頭	書面		審判不開始			
令和元年	294	280	95.2	6	277	13	0	7	6	1
2年	313	301	96.2	9	293	8	0	5	3	4
3年	326	317	97.2	7	310	8	0	7	1	1
4年	286	275	96.2	3	273	10	2	7	1	1
5年	386	374	96.9	11	367	7	3	3	1	5
5年累計	1,605	1,547	96.4	36	1,520	46	5	29	12	12

- (注) 1 「申出人数」は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人数である。
- 2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。
- 3 1人の被害者等に対し、口頭及び書面により説明した場合には、「口頭」・「書面」にそれぞれ計上するため、「実施した人数」と「説明方法」の合計は一致しないことがある。
- 4 実施しなかった理由の「その他」には、被害者等が審判を傍聴した結果、別途、審判状況を説明する必要がなくなったと判断された場合、審判状況の説明を実施できない場合等が含まれている。

5 被害者等に対する審判結果の通知

表5 審判結果通知の運用状況

年次	申出人数	実施	
		人数	比率(%)
令和 元年	870	869	99.9
2年	841	840	99.9
3年	780	779	99.9
4年	748	741	99.1
5年	938	927	98.8
5年累計	4,177	4,156	99.5

(注) 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。